

特定インフルエンザ等特別措置法（以下、特定インフルエンザ等特措法）はそもそも、国民の権利・自由の広範な制限を可能にする非常事態立法であり、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ感染症と新感染症）に加えて、今般のコロナウイルスを規制対象に加える法改正には、慎重な姿勢が望まれる。

現行の特定インフルエンザ等特措法には、次のような規定が存在している。

検疫のための病院・診療所・宿泊施設等の強制使用（29条5項）、特定船舶等の運航事業者に対する、特定船舶等の来航制限の要請（30条2項）、医療関係者に対する医療等の実施の要請、指示（31条）、住民に対する外出自粛要請（45条1項）、学校、社会福祉施設、興行場などの施設の使用制限・停止等の要請、指示、多数の者が利用する施設を使用する催物の開催制限・停止等の要請、指示（45条2項・3項）、住民に対する予防接種の実施指示（46条）、臨時医療施設のための土地、家屋、物資の使用、臨時医療施設開設のための土地、家屋、物資の強制使用（49条）、電気・ガス・水道事業者の、電気・ガス・水の安定的で適切な供給のために必要な措置を講じる義務（52条）、運送業者の運送の適切な実施、電気通信業者の通信の確保、郵便事業者・一般信書便事業者の郵便等の確保のための、必要な措置を講じる義務（53条）、鉄道、運送会社などへの緊急物資の運送、医薬品等の配送の要請、指示（54条）、医薬品・食品等の特定物資の売渡しの要請、収用・保管命令（55条）、上記の土地等の使用、特定物資の収用・保管を命令するために必要な、土地・家屋・所在場所・保管場所への立入検査（72条）。

これらの人権制限が発動される前提として、特定インフルエンザ等特措法が定める「新型インフルエンザ等緊急宣言」の要件は、「新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態」となっており、具体的要件は政令に委任し、法律上は抽象的な定めがなされるにとどまっている（32条1項）。明確性の要件に欠けている。

しかも、上記のような広範な人権制限を可能にする「新型インフルエンザ等緊急宣言」は、2年という長期に及ぶことが可能になっており（32条2項）、内閣総理大臣の単独判断によって、国会に報告するのみで、その期間をさらに1年延長することができる（32条2項、3項）。国会の関与は、緊急事態の宣言発出の際に、緊急事態宣言が出された旨と実施期間、実施措置、緊急事態の概要の報告を受けるのみである（32条1項）。緊急事態解除宣言の場合も、国会は事後報告を受けるのみである（32条5項）。

国会の事前承認が要件として法めされるべきである。

また、政府対策本部長（内閣総理大臣）は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県の知事その他の執行機関（以下「都道府県知事等」という。）並びに指定公共機関に対し、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる（20条1項）。

ここにいう、指定行政機関は中央省庁等、指定地方行政機関は指定行政機関の地方分局、指定公共機関は独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品・医療機器又は再生医療等製品の製造又は販売、電気又はガスの

供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう（第2条）。

政府対策本部長の総合調整機能は、トップダウン的な指揮命令に変質する可能性を内包しており、当該都道府県知事等及び指定公共機関の権能は単に、政府対策本部長に対する意見具申のみに限定されている（20条2項）。

また、政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県知事等並びに指定公共機関に対し、必要な指示をすることができる（33条1項）となっている。

このような法構造を通覧してみれば、内閣総理大臣の指示は最終的に貫徹され、財産権、営業の自由、経済活動の自由、移動の自由、表現の自由、集会の自由、報道の自由をはじめとする国民の権利と自由は、「新型インフルエンザ等緊急宣言」の発令中は、大幅な制限を受けることになる。

このような新型インフルエンザ等特措法について抜本の見直しをすることなく、新型コロナウイルスを規制対象に取り込むのみの法改正は、新型コロナウイルスへの対応を口実とて、市民の権利や自由を正当な理由なく大幅に制限することを可能にするものであり、国家緊急権の憲法規範化に等しい結果をもたらす危険性がある。

コロナウィルス対策を口実とする緊急事態宣言の発動に道を開く今回の法改正には、断固として反対するものである。